

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年1月24日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 (1) 起業者の名称 岩手県  
(2) 事業の種類 一般国道106号改築工事（築川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内）  
(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県盛岡市川目第5地割	1番	畑	813㎡	798.36㎡	220.81㎡	5.88㎡	山林	1 別図に赤色で表示する部分 2 実測地積は、1番の土地所有者の所有権が確定している部分の面積である。

- (4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 正志	岩手県盛岡市川目第4地割19番地

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年1月20日

- 2 (1) 起業者の名称 岩手県  
(2) 事業の種類 一般国道106号改築工事（築川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内）  
(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県盛岡市川目第5地割	122番22	山林	9,884㎡	5,950.52㎡	1,445.24㎡	33.05㎡	山林	1 別図に赤色で表示する部分 2 実測地積は、122番22の土地所有者の所有権が確定している部分の面積である。

- (4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 アイ子	岩手県盛岡市川目第4地割100番地2

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年1月20日

3(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 一般国道106号改築工事(築川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内)

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県盛岡市川目第5地割	不明。ただし、1番又は122番22	不明。ただし、1番畑又は122番22山林	不明。ただし、1番 813㎡又は122番22 9,884㎡	1,514.94㎡	526.78㎡	8.40㎡	山林	1 別図に赤色で表示する部分 2 実測地積は、1番の土地所有者と122番22の土地所有者の間で所有権争いがある部分の面積である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、1番の土地所有者

氏名	住所
吉田 正志	岩手県盛岡市川目第4地割19番地

又は122番22の土地所有者

氏名	住所
吉田 アイ子	岩手県盛岡市川目第4地割100番地2

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年1月20日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。